

件名	岐阜県の小規模工事の発注方式について
受付日	令和5年2月2日
ご意見・ご提案の概要	<p>仕様発注方式は、詳細仕様を確定させた工事仕様書を準備して積算で予定価格を策定した上で施工を発注する方式であり、自治体には多大な発注業務負担がかかっている。</p> <p>老朽インフラ対策が予算や人員が厳しく十分に進んでいないことから、発注業務負担が少ない性能発注方式に切替えることを提言する。</p>
県の考え方	<p>ご指摘のとおり、老朽インフラ対策は、本県でも重要な課題と捉えています。</p> <p>県の予算には限りがあるうえ、施設の損傷や劣化等の程度、また機能を損なった時の影響など様々であることから、効率的、効果的な機能維持を図る必要があります。こうしたことから、県では、道路、河川、砂防などそれぞれの施設ごとに長寿命化計画などを策定しマネジメントを行っています。</p> <p>そして、補修等の工事発注においては、県独自の単価・歩掛を設定して発注業務を省力化しているほか、現場監督業務においては、ICT機器による現場遠隔確認や情報共有システムの活用など、効率的・効果的な手段を用いて確実に工事品質を確保するよう努めています。</p> <p>更に、工事によっては、民間の優れた技術力を生かして品質向上を図るため、適宜総合評価落札方式を用いて発注し、技術提案や技術所見を求めています。</p> <p>この度、老朽インフラ対策工事における性能発注方式の適用についてご提言をいただきましたので、今後の参考にさせていただきます。</p>
担当課	県土整備部 技術検査課